

おれおれ

(月刊)

九の夜初

(月刊)

職工側へ回答

職工側では不満足

第二実行委員を選んで要求

藤永田側より再び
藤永田造船所の争闘につき七日交
所 幸水田三郎、永田敏雄工場長
連 小野孝造三氏が加々美特選委員
長を會見したとは既報の如くであ
る。三氏は同僚以博多後援に關す
る各部長等を招集して協議を重ね
た結果大體の意見が概まり職工側
選出委員との會見に提出すべき成
案が出来上つたので翌週即ち八日
午前十時本工場内東輔部事務
所樓上にて執行委員との會見が行は
れた。會社側からは永田敏雄工場
長、武知技師長外二氏、職工側か
らは第一、第二實行委員十六名が
出席の上會社側より回答書を送附
したが大體は第一回答案と同様
で問題の第一、第五は左の通り修
正された。
一、イ藤永田造船所内に於て従業
する労働者のみなを組織する組
合を組織することとし、
ロ、其組織の内容組織方針交渉
の範囲及び方法に關しては工場主側
委員と労働者側委員とが互に協
より提出する相対人間的従業員側
委員とを以て直に調整會を組織し
研究の上直に実行す。
五、工場内の都合上離れる場合にお
ける手當は標準手當を含む左の
通りとす。

高燈籠下に

集合せんとす

本工場職工等共依然従業状態
を維持し殊に職工五萬三千の職工
は定額入荷した儘連続作業に従事
せず各所に屯して氣勢を高めつ、
交渉の経過を待つてゐたが午後
時五分本工場會見した第二實行
委員が談判不調の保障を買して來
たのを歡迎して直ちに報告演説會
を即ち新造を第一週取り報告演
説が終ると職工の氣勢更に一層緊
張し來り少くも各造船所を爲すべ
く生官官船所附近に集合すること
の決議をした此決議會へは大坂市
内に於ける友愛會系職工全部が固
體的に参加するものである。

各造船所の 同情罷業

小野造船と
新田汽船

藤永田の争闘は何時解決を見るや
も測られぬ状態にあるのを見た關
西造船組合各支部聯合會は此際職工側
に對し一時的に與へるとに申合
せたそのうちにも大阪造船勞
働組合に加盟せる各造船所職工等
はいづれも同情罷業若くは怠業を
執行するとなり既に西國船造局
小野造船所五百の職工は去る六日
から又新田汽船では七日からいつ
れも怠業状態に入り其他箇々に
及びつ、ある。

相澤造船でも

要求を提出

藤永田造船所の怠業職工に同情し
た大阪西區石田町相澤造船所の職
工三百二十二名は小野造船所外六名
の代表委員を選ば八日前九時二
井工場長に對し同體交渉の確約

外五箇條件の取極限を提出し會社
側は五年取極限は一先ご下する
と同時に職工非常として六箇月未
滿の出勤者には日給十日分以上を
六箇月以上の者は一箇月を増す毎
日に一日を加算すると、臨時休業
みなす場合には日給の半額を支給
すると同時に臨時雇の職工には適
用せずと提示したが職工側は怠業
に出で目的の貫徹に努めつ、ある

過激なビラを

各工場の前で
撒く自動車

八日前八時半大阪西區船造局汽
車社の門前に自動車を乗り附け過
激なビラを撒布したるを手段
めた住友製鋼所、住友造船工場
並に大阪鐵工所、豊分工場等でも
同様多数のビラを撒いたもの
がある。此筋は取極つてある。

鈴木文治氏

友愛會長鈴木文治氏は既報の如く
十日夜東京出張十一日朝若友愛
會聯合委員の出席を待てて友愛會
に入り休館の上當日午後六時から
西國九條市民館において開かれる
大阪船造労働組合開會式に臨み十
二日は神戸支部主催茶室館におけ
る演説會へ、又十三日は午後六時
から大工寺公會堂大阪支部主催の
演説會に臨んで労働問題に關する
獅子吼を爲し十四日梅田演説場の
演説といふ、因に今回開會式を舉
行する大阪船造労働組合は全部友
愛會員を以て組織され他有力の
團體で形式は出来るだけ盛大に行
はれる筈とす。

談判再び不調に終る

出勤職工は怠業状態

前途益暗の藤永田争闘

藤永田造船所の争闘は七日交
所 幸水田三郎、永田敏雄工場長
連 小野孝造三氏が加々美特選委員
長を會見したとは既報の如くであ
る。三氏は同僚以博多後援に關す
る各部長等を招集して協議を重ね
た結果大體の意見が概まり職工側
選出委員との會見に提出すべき成
案が出来上つたので翌週即ち八日
午前十時本工場内東輔部事務
所樓上にて執行委員との會見が行は
れた。會社側からは永田敏雄工場
長、武知技師長外二氏、職工側か
らは第一、第二實行委員十六名が
出席の上會社側より回答書を送附
したが大體は第一回答案と同様
で問題の第一、第五は左の通り修
正された。
一、イ藤永田造船所内に於て従業
する労働者のみなを組織する組
合を組織することとし、
ロ、其組織の内容組織方針交渉
の範囲及び方法に關しては工場主側
委員と労働者側委員とが互に協
より提出する相対人間的従業員側
委員とを以て直に調整會を組織し
研究の上直に実行す。
五、工場内の都合上離れる場合にお
ける手當は標準手當を含む左の
通りとす。